

2018 (平成 30) 年 9 月 26 日

金融庁長官 遠藤 俊英 様
(監督局総務課金融会社室関連)

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館 2 階 C

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7205

[連絡先] 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-3

神戸ハーバーランドセンタービル 10 階

神戸合同法律事務所 弁護士 辰巳裕規

電話 078-371-0171 FAX 078-371-0175

要 請 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害の防止・救済のため、事業者の不当条項使用等の差止請求活動を行うことを目的とし、2008 (平成 20) 年 5 月 8 日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた特定非営利活動法人です。

当法人は、今般、株式会社 bitFlyer、コインチェック株式会社に対し、別紙「申入書」のとおり、不当条項の使用中止を求める申入れを行いました。

申入れの概要は、これらの事業者の利用規約の中に、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号および第 3 号に該当する責任免除条項が含まれているため、それらの条項の使用停止を請求する、というものです。

貴庁は、仮想通貨交換業者の登録及び監督の業務をされるにあたり、仮想通貨交換業者の利用規約等が消費者契約法の不当条項に該当することのないよう、ご指導、ご監督をしてくださるよう、要請いたします。